

# 富山市障害者自立支援協議会

## 第2回 資料

令和8年2月18日（水）

富山市役所8階大会議室

# － 目 次 －

I	次期障害者計画策定に向けたアンケート調査について	・・・別紙
II	地域の関係機関によるネットワークの構築について	
1	相談支援ワーキングの活動状況について	・・・ 1
2	各専門支援ワーキングの活動状況について	・・・ 2
3	基幹相談支援室の事業等について	・・・ 5
III	権利擁護部会の活動状況について	・・・ 6
IV	地域生活支援拠点等の状況について	・・・ 7
V	その他	
1	令和8年度報酬改定に向けた状況について	・・・ 9
2	指定障害福祉サービス事業者の指定取消しについて	・・・ 10
3	指定障害児通所支援事業者の指定取消しについて	・・・ 11
4	富山市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について	・・・ 12

## Ⅱ 地域の関係機関によるネットワーク構築について

### 1 相談支援ワーキングの活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第6条により設置し、相談支援に関する課題等の検討を行う。
構成メンバー	16名 委託相談支援事業所（7カ所）、富山市基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市こども健康課、市障害福祉課
R7年度の取り組み	行動目標：相談支援専門員の相互理解を深め、地域内及び地域外の連携を推進する。 ①富山市内の相談支援専門員との繋がりを深める。 ②地域内及び地域間の連携体制を強化する。
活動状況	<p>【定例会】</p> <p>第1回：令和7年4月22日（火） 第2回：令和7年5月20日（火） 第3回：令和7年7月1日（火） 第4回：令和7年7月24日（木）（事例検討・初任研実習） 第5回：令和7年9月12日（金） ・地域の実態把握に向けたアンケート案の作成（相談支援事業所向けに強度行動障害に関するもの）及び富山市基幹相談支援室の巡回訪問についての協議。</p> <p>第6回：令和7年10月29日（水） ・アンケートの最終案の作成及び第7回ワーキング（現任研実習）の内容の協議</p> <p>第7回：令和7年12月1日（月）（事例検討・現任研実習） ・現任者研修における事例検討を行う。</p> <p>第8回：【予定】令和7年2月中 第9回：【予定】令和7年3月中</p> <p>令和6年から3年間の運営方針を「誰ひとり取り残さない相談支援体制の構築」として、本年は今後の相談支援体制等について議論し、相談支援専門員同士が身近な地域で連携を深めるための方法やあり方について検討する。</p> <p>【研修会】</p> <p>富山市民生委員児童委員協議会高齢者障害者福祉部会とともに、障害者の地域生活向上のための研修会を行う。 地域の身近な支援者や支援機関等が、ピアからの学びを通じて障害（今回は精神障害）の理解を深めるとともに、支援者同士顔の見える関係をつくり、地域における包括的な支援体制の構築を目指すことを目的に開催する。 日時：令和7年5月26日（月） 場所：富山市社会福祉協議会 3階大ホール 内容：講義及びグループワーク</p>
今後の課題等	<p>相談件数が年々増加し、新規相談の受け入れに時間を要する状況となっている。相談内容についても複雑化・多様化しており、人材不足の問題も顕在化している。一つの事業所だけで対応することが大変困難な状況となっている。</p> <p>そのことから、身近な地域での連携を深め、支援の中で研鑽を積むことで、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、個別課題を把握・集約し、それを地域課題として捉え、広い市域の中での相談支援体制のあり方を検討し、実行へ移すことが求められる。</p> <p>地域生活支援拠点を整備する過程においては、地域課題を理解し、平時の支援体制を整えながら、緊急時の受け入れ・対応の必要性が高いケースを把握し共有しておくための取り組みが必要である。</p>

## 2 各専門支援ワーキング<sup>(※1)</sup>の活動状況について

※1 専門支援ワーキングは、富山市障害者自立支援協議会運営要綱第7条により設置し、就労支援ワーキング、地域生活支援ワーキング、子ども発達支援ワーキングにおいて、専門的な課題解決や支援方策等の検討を行っている。

### (1) 就労支援ワーキング

設置目的	障害者就労の現状や課題の報告を行う、関係者間での就労系サービスや就労支援に関しての意見交換を行う。
構成メンバー	17名 特別支援学校（2か所）、障害者就業・生活支援センター、富山公共職業安定所、就労系事業所（7か所）、相談支援事業所、富山市基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市障害福祉課
R7年度の取り組み	①一般就労の推進に関すること ②就労支援サービスの質の向上に関すること ③障害者雇用に関する現状把握・課題把握
活動状況	<p>【定例会】</p> <p>第1回：令和7年7月1日（火） ・今年度の活動方針についての検討や、就労選択支援についての情報共有を行った。</p> <p>第2回：令和7年9月17日（水） ・ワーキングで実施した研修会での意見やワーキングメンバーから寄せられた意見等をもとに、富山市内の就労支援に関する意見・問題について、分類を行った。</p> <p>第3回：令和8年1月14日（水） ・分類した意見・問題についての精査と分類した結果をもとに令和8年度取り組むべき課題について協議した。</p> <p>これまでのワーキング活動内で寄せられた意見を、「①個人への支援に関する意見・問題」「②障害福祉サービス事業者側に関する意見・問題」「③その他の意見・問題」に分類した。そのうえで、①～③の意見・問題を、さらに市・地域で取り組むべき意見・問題、国・県で取り組むべき意見・問題に分けた。</p>
今後の課題等	今年度分類した意見・問題の中で多くみられたものとして、事業所情報の不足（ワムネットでは「基礎情報」しか得られず、実際の作業内容、送迎の有無等の情報が本人や保護者に伝わらない）、ライフステージのロードマップ欠如（学校卒業後にどこへ相談し、どのようなステップで将来を描けるのか本人や家族が見通しを持てる資料がない）があった。この課題に対して、次年度は、就労系サービス事業所の作業内容や工賃、送迎等の詳細を集約し「情報不足の解消」に取り組むとともに、卒業後の相談先やステップを可視化する「ライフステージのロードマップ」の作成等に取り組みたい。また、タイムリーな情報共有ができる機会がほしいという事業所からの要望もあるため、異業種交流や他事業所間で情報共有できる「ネットワーク・交流の場の創出」についても検討したい。

## (2) 地域生活支援ワーキング

設置目的	障害者の地域生活への移行と定着のため、支援事例の蓄積、課題の検討等を行う。
構成メンバー	18名 委託相談支援事業所（6か所）、一般相談支援事業所（4か所）、富山市基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市中央保健福祉センター、市長寿福祉課、市障害福祉課
R7年度の取り組み	①障害者の地域移行に関すること ②地域生活の定着に関すること  ※ 令和7年度の目的 障害福祉サービス事業所における支援者が、日頃利用者から受ける相談や困りごとへの対応のコツ、各種相談先等を取りまとめ、地域移行・定着が推進されるよう活動する。
活動状況	【定例会】 第1回：令和7年8月27日（水） ・今年度の活動方針について検討。 第2回：令和7年12月10日（水） ・共同生活援助事業者との連絡会を開催。グループホーム入居前の支援や入居後に必要な生活支援について意見交換を行う。 第3回：【予定】令和8年2～3月中 ・連絡会を通して、共同生活援助事業所から得た意見を参考に、地域移行の障壁や支援方法、社会資源について検討する予定。
今後の課題等	地域での生活の重要性が言われている一方、地域の受け皿や支え手の不足等、課題が山積している。 複合的な生活課題をもった障害者に対し、生活を営む地域の中での支援の方法や問題の発生を未然に防ぐ予防策等を、多機関多職種で連携し、検討を重ねることが必要である。

### (3) こども発達支援ワーキング

設置目的	障害児に関する事例検討や、今後必要とされる支援について検討することにより、支援の質の向上と事業所の連携の強化を行う。
構成メンバー	27名 支援学校（2か所）、富山大学教育学部、富山県発達障害者支援センターほっぷ、富山県総合教育センター、富山県医療的ケア児等支援センター、砺波学園、相談支援事業所（4か所）、サービス事業所（2か所）、富山児童相談所、基幹相談支援室、市学校教育課、市こども保育課、市こども健康課、市子育て支援センター、市中央保健福祉センター
R7年度の取り組み	①ライフサイクルに応じた縦横支援に関すること ②サービスの質の向上に関すること ③医療的ケア児や不登校・引きこもりへの支援に関すること
活動状況	【定例会】 第1回：令和 7年 5月14日（水） ・ライフステージの移行期における課題などでグループ分けを行い、グループ別に年間計画等についての検討や、各機関での課題に関する情報共有を行った。 第2回：令和 7年 7月23日（水） ・富山県こども総合サポートプラザの視察に参加したメンバーによる報告や、グループごとの活動内容等についての検討と全体共有を行った。 第3回：令和 7年 9月24日（水） 第4回：令和 7年11月26日（水） 第5回：令和 8年 1月28日（水）  <第3回～5回の活動状況> グループごとの活動内容について、次のとおり報告と全体共有を行った。 ①「就学についての親子アンケート」の実施と分析結果の発表 （概要：生成AIとテキストマイニングを活用したアンケート分析手法の試行） ②障害児通所支援・相談支援専門員等の支援者向け研修会の開催と参加者アンケート結果の共有（研修会の内容：「就労や成人期に向けて学齢期に身につけておくべきこと」等に関する講演、意見交換会） ③「もしも不登校になったとき とやまよりそいマップ」（富山県不登校を考えるネットワーク作成）が、支援を行っている事業所名と連絡先のみで簡易なマップのため、事業所にそれぞれの特徴や支援内容を調査して、障害児通所支援事業所等に情報提供する目的で富山市版を作成中 ④医療的ケア児の就園・就学や個別避難計画作成支援に関する課題の共有 （概要：当事者、こども保育課、学校保健課、防災課、県障害福祉課、県医務課、富山県医療的ケア児等支援センター、富山県リハビリテーション病院、富山県立中央病院等の関係者にヒアリングを行い、課題を抽出するとともに情報共有を行った。）
今後の課題等	・福祉と教育の連携強化 ⇒医療的ケア児への支援担当の学校保健課、不登校等の担当の学校教育課（生活指導担当）に、ワーキングメンバーへの参加を依頼 ・ワーキング活動（グループ活動）の深掘り ⇒グループごとのテーマに沿った活動に取り組み始めることができたことから、引き続き、当事者や関係機関等からの1次情報をもとにした課題の抽出を行い、障害児等に関する支援の質の向上と関係機関の連携強化に向けて、具体的な成果を意識して取り組むことが必要である。

### 3 基幹相談支援室の事業等について

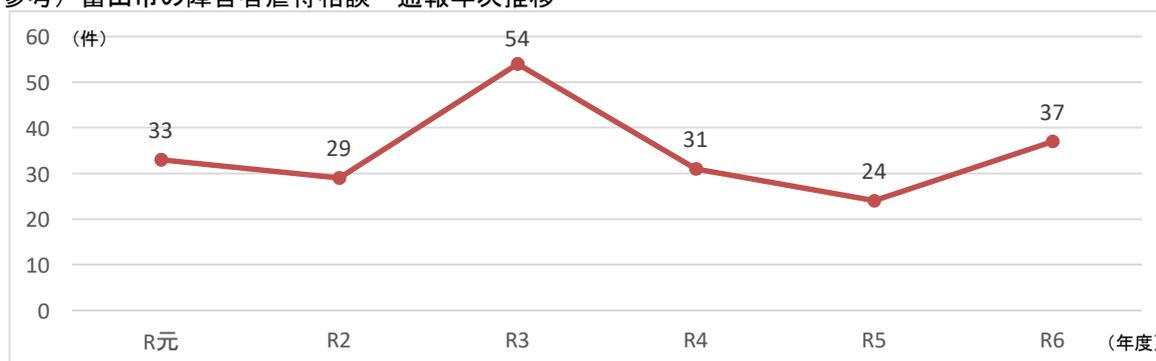
#### 事業の実施状況

事業内容	<p>①連絡会運営事業【地域の相談機関との連携強化】          ②事業者研修事業【地域の人材育成・スキルアップ】          ③利用計画指導事業【支援者支援、地域課題の把握、連携強化】          ④権利擁護事業          ⑤富山市障害者自立支援協議会との連携事業          ⑥普及啓発活動          ⑦障害者相談支援事業</p>
実施状況 (①～③について)	<p>①連絡会運営事業          第1回：令和 7年 5月 28日（水）          第2回：令和 7年10月 1日（水）（現任者向けファシリテーション研修）          第3回：令和 7年11月 7日（金）（現任者向けフォローアップ研修）          ＊第4回：令和 7年11月 14日（金）（富山市介護支援専門員協会との共同開催）          第5回：【予定】令和 8年 3月（初任者向け研修）</p> <p>＊第4回 相談支援事業所連絡会について          テーマ：「介護保険制度と障害者制度の違いを学ぶ          ～65歳の壁・スムーズな移行と連携～」          参加対象者：市内の相談支援専門員、介護支援専門員          内 容：前半は職種別に別れ、互いの制度についての講義を受ける。後半は          合同でスムーズな制度移行と連携で65歳の壁を乗り越えるために必要なこと          をグループワークにて検討した。</p> <p>②事業者研修事業          令和 7年 6月 24日(火)          テーマ：「性に対する正しい理解と支援者としての対応について」          講師：NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト 小林 涼子 氏</p> <p>③利用計画指導事業          巡回指導（出張相談会） R7年度 18事業所（うち15事業所済）          目的：事業所の実態把握、課題の把握、委託相談支援事業所との連携強化          実施方法：基幹相談支援室、エリアの委託相談支援事業所、行政（障害福祉課、こども健康課）とで相談支援事業所へ個別訪問し、相談会を行う。（R7年度、R8年度で全事業所を訪問）</p>
今後の課題等	<p>相談支援事業所では、相談件数の増加やケースの複雑化等により、新規計画相談の受入れに時間を要することがある。また、業務過多による事務遅延も見られ、その背景には、効率的に相談支援を行う体制の不十分さがある。当支援室では、現場の負担軽減と相談支援体制強化に向け、以下の3点に取り組む。</p> <p>①地域（エリア）で支え合う相談支援体制の強化のため、委託相談支援事業所等の協力を得て、巡回指導（出張相談会）の継続とエリア別事例検討会の定例化を図ることで、相談支援専門員同士が相談しやすい環境作りを行うとともに、それぞれの役割を發揮できる相談支援体制を目指す。</p> <p>②相談支援専門員が相談支援に専念しやすい環境づくりのために、当支援室が作成している障害福祉サービスの基本情報や注意点を盛り込んだガイドブックである『相談支援専門員のための障害福祉サービス便利帳』の内容の充実を図り、周知する。</p> <p>③障害福祉サービスでは賄えない利用者のニーズを明確にし、委託相談支援事業所や関係機関、各種団体と連携することで、新たな社会資源の発掘を行うとともに、連絡会等を通じて相談支援事業所等へ周知し、地域での活用を図る。</p>

### Ⅲ 権利擁護部会の活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第8条により設置し、障害者虐待に関する情報共有や課題等の検討を行っている。
構成メンバー	富山国際大学、司法書士、社会福祉士、富山市社会福祉協議会、富山中央警察署、恵光学園、富山県精神保健福祉士協会、基幹相談支援室、市企画管理部(法務指導監)、市生活安全交通課、市保健所予防課、市こども健康課、市障害福祉課
活動状況	<p>【権利擁護研修会】            障害者虐待の防止の徹底について関係者が正しく理解するとともに、障害者の権利擁護の観点に基づき、障害者差別や虐待防止について理解を深めることを目的として開催した。</p> <p>日時:令和8年2月13日(金)10:00~12:00            場所:Toyama Sakuraビル 5階501会議室            対象:障害福祉サービス事業所等の職員            内容:            ○講義「障害者福祉施設等における障害者虐待防止の理解と対応」等            ・障害者虐待の相談・通報状況の説明や、障害者虐待防止策・身体拘束等の適正化についての情報提供等を行った。            ○演習「グループ討議・発表」            ・障害者虐待の事例提供を行い、各障害サービス提供事業者の立場からのご意見や事業所での対応等について、グループに分かれ、意見を交わし発表による共有を行った。</p>
今後の課題等	<p>養護者からの虐待防止のため、生活歴や家庭環境といったさまざまな問題が背景にあることを理解し、障害者本人と養護者・家族に対する支援を行っていくことが必要である。また、虐待の早期発見のため、関係機関との連携を含めた相談支援体制の構築が重要である。</p> <p>また、施設従事者等による虐待防止のため、施設従事者等の意識をいかに高めていくかや虐待防止についての意思の共有化が課題である。「障害者虐待」の類型を理解すること、身体拘束の適正化・廃止、虐待防止委員会の開催や研修の実施、通報義務の徹底等、各施設における虐待の未然防止・再発防止への取組みについて共有を図る場を施設・事業所内で定期的に設けることが重要である。</p>

(参考) 富山市の障害者虐待相談・通報年次推移



年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
養護者	25	19	32	22	19	22
施設従事者	6	7	18	7	3	12
使用者	1	0	4	1	2	3
その他	1	3	0	1	0	0
合計	33	29	54	31	24	37

## IV 地域生活支援拠点等の状況について

### 1 地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等は、障害者の高齢化・重度化を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的に、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備することとされています。

富山市では、様々な障害福祉サービス事業所等が存在することから、各事業所等が有する機能を活用する「面的整備型」を採用し、令和5年4月より整備しています。



### 2 地域生活支援拠点等の機能等について

本市では、機能を担う事業所の申請に基づく「登録制」により、地域生活支援拠点等の整備を進めています。

必要な機能	国が示す機能の内容	本市における状況	登録事業所数
相談支援	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用して、夜間・休日等における緊急時の支援が見込めない世帯との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談その他必要な支援を行う機能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援にあたっては、相談支援事業所において、事前に緊急対応が必要と見込まれる者の抽出や、その家族等との緊急時の対応を考えてもらうようお願いしている。</li> <li>「地域定着支援」の活用により、緊急対応が必要な者への支援を図っている。</li> </ul>	7箇所
緊急時の受入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援に当たっては、緊急時にできる限り、緊急受け入れ体制を確保し、受け入れやサービス提供の連絡や調整の必要な対応をしてもらえるようお願いしている。</li> <li>緊急での受け入れが必要となる案件については、市においても受け入れ先の確保の支援を行っている。</li> </ul>	11箇所
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のサービスにおける共同生活援助の体験利用により、体験の機会の場を確保している。</li> </ul>	13箇所

専門的人材の確保、養成	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。	・市が委託している基幹相談支援室において、相談支援事業所を対象とした情報交換会や研修の実施等を通じて、相談支援に関わる専門的人材の質の向上・育成を図っている。	0箇所
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。	・相談支援事業所を対象とした情報交換会・研修会や、相談支援ワーキング及び専門支援ワーキングを通じて、相談支援に関する課題や、専門分野の各種課題等について検討を行っている。	7箇所

### 3 今後の方向性について

地域生活支援拠点等の整備の目指す姿は、『地域全体で障害者を支えるセーフティネット』と考えています。本市では、これまでに事業者からの申請に基づく登録制により地域生活支援拠点等の体制づくりを行い、一定の効果は得ていると考えていますが、今後、障害者の高齢化や親亡き後の問題がますます深刻化するなかで、個々の事業所をネットワーク化し、かつ有機的に機能させる仕組みづくりが急務と言えます。

国においては、令和6年度報酬改定により「拠点コーディネーター」の配置を評価する加算を創設し、地域生活支援拠点等の更なる「連携強化」を図ることとしています。

これらのことから、本市におきましては、引き続き各サービス事業者に対し登録を促すとともに、相談支援ワーキングにおいて「拠点コーディネーター」の配置を含めた地域生活支援拠点等の連携のあり方を検討し、3層構造による相談支援体制の深化を図ることで、地域全体の「解決力」を最大化できるよう努めてまいりたいと考えています。

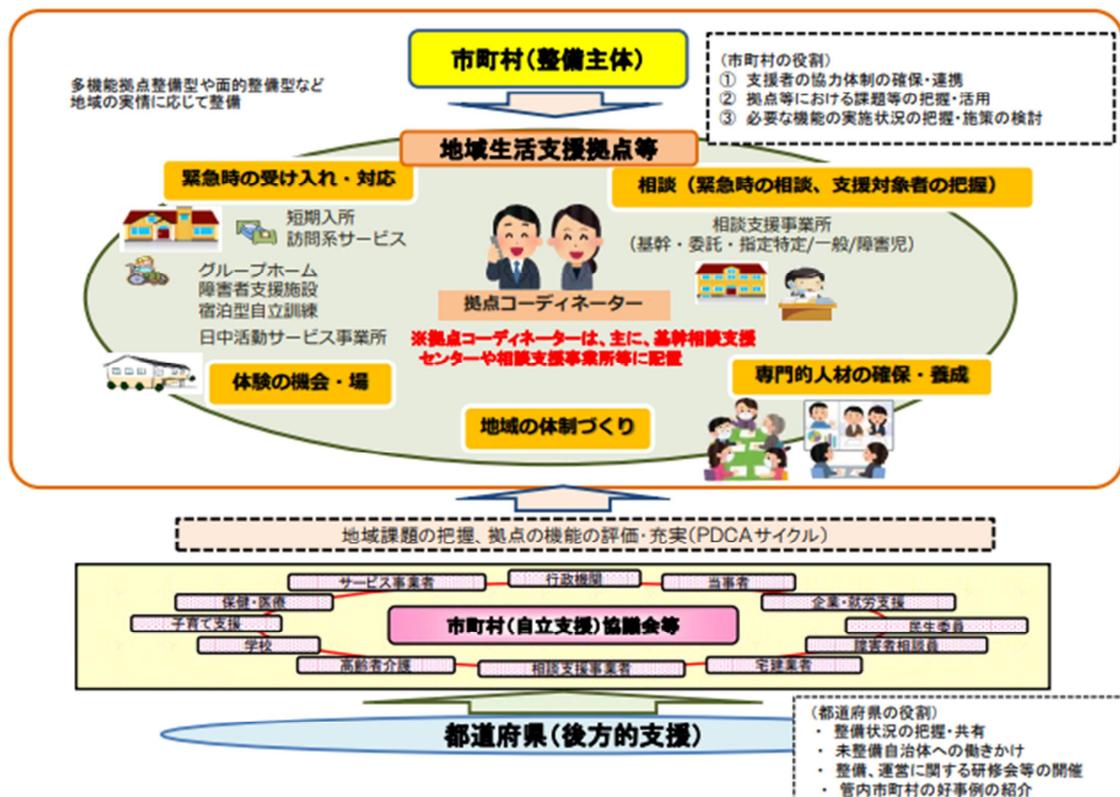


図 地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・協議会の関係イメージ (厚労省資料より抜粋)

## V その他

### 1 令和8年度報酬改定に向けた状況について

#### (1) 障害福祉人材確保に向けた処遇改善等

##### 処遇改善加算の拡充

- ・対象者をこれまでの福祉・介護職員から障害福祉従事者へ拡大
- ・生産性向上や協働化に取り組む事業者へ上乘せ加算
- ・これまで処遇改善加算の対象外であった、「計画相談支援」「障害児相談支援」「地域相談支援」も対象にする。

#### (2) 令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた臨時応急的な見直し（案）

##### ①就労移行支援体制加算の見直し

同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返す、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。

##### ②就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援B型について、平均工賃月額の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないよう、一定の配慮を行う。

##### ③制度の持続可能性を確保するための見直し

収支差率が高く、事業所が急増しているサービス類型（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に配慮し、一定の要件の下、対象外とする措置を講じる。

## 2 指定障害福祉サービス事業者の指定取消しについて

### 1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の取消処分を行いましたのでお知らせします。

### 2 対象事業者

- (1) 法人の名称 日本ウェルフェア合同会社
- (2) 法人の代表者 代表社員 藤木 吉洋
- (3) 法人の所在地 富山市南新町3番2号

### 3 対象事業所

- (1) 事業所の名称 スカイワーク月岡
- (2) 事業所の所在地 富山市上栄628番地3
- (3) サービスの種類 就労継続支援B型
- (4) 定員 20名
- (5) 指定年月日 令和6年10月1日

### 4 処分の内容

- (1) 内容 指定の取消し
- (2) 処分年月日 令和7年12月23日
- (3) 指定取消年月日 令和7年12月30日

### 5 処分理由

- (1) 不正の手段による指定（法第50条第1項第9号）

事業所の開設時にサービス管理責任者を常勤として配置できる見込みがないことが明らかであったにもかかわらず、常勤として配置するかのように申請書等に虚偽の記載をして、富山市に指定申請を行い、これをもって人員配置基準を満たさないまま不正に事業所の指定を受けました。

- (2) 虚偽報告（法第50条第1項第7号）

法第48条第1項の規定に基づき実施した監査（以下「監査」という。）において、当該サービス管理責任者が出勤簿に記載のとおり時間に勤務していないにもかかわらず、勤務しているかのような虚偽の内容を記載した出勤簿を提出しました。

- (3) 虚偽答弁（法第50条第1項第8号）

監査において、虚偽の答弁をしました。

### 3 指定障害児通所支援事業者の指定取消しについて

#### 1 趣 旨

児童福祉法（以下、「法」という。）に基づき、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定の取消処分を行いましたのでお知らせします。

#### 2 対象事業者

- (1) 法人の名称 株式会社まみーず
- (2) 法人の代表者 代表取締役 田縄 りつ子
- (3) 法人の所在地 富山市婦中町速星204番地

#### 3 対象事業所

- (1) 事業所の名称 放課後等デイサービスあみ
- (2) 事業所の所在地 富山市婦中町速星204番地
- (3) サービスの種類 放課後等デイサービス、児童発達支援
- (4) 定員 15名
- (5) 指定年月日
  - ・平成29年8月1日（放課後等デイサービス）
  - ・平成30年4月1日（児童発達支援）

#### 4 処分の内容

- (1) 内容 指定の取消し
- (2) 処分年月日 令和7年12月23日
- (3) 指定取消年月日 令和7年12月31日

#### 5 処分理由

不正の手段による指定及び指定更新（法第21条の5の24第1項第9号）

事業者は、児童発達支援管理責任者を常勤として配置できる見込みがないことが明らかであったにもかかわらず、常勤として配置するかのよう申請書等に虚偽の記載をして、富山県及び富山市に指定並びに富山市に指定更新の申請を行い、これをもって人員配置基準を満たさないまま不正に事業所の指定及び指定更新を受け、サービス提供に必要な人員基準を満たしていない状態が長期間継続していました。

## 4 富山市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

### 1 富山市「にも包括」フロー図(次ページ参照)

### 2 令和7年度「にも包括」に関する取り組み状況

令和7年度の目標：富山市の実情をもっと知ろう（地域アセスメント）	
(1)市民のメンタルヘルスに関する意識調査	自殺予防対策事業の意識調査と一体的実施。市内在住者 2,000 人を無作為抽出し、10 月に実施。現在集計中。 結果は市のホームページに掲載予定。
(2)退院後生活環境相談員へのアンケート調査	精神病床をもつ医療機関に年度内に実施予定。
令和7年度の目標：関係機関に「にも包括」を知ってもらおう（「にも包括」の周知・理念の共有）	
(1)富山市の関係部署と「にも包括」の取り組みや目標について意見交換	・重層的支援体制整備事業の支援会議において、保健予防課で直接支援していないケースについても、必要に応じて積極的に参加し、メンタルヘルスについて見立て、支援方針について協議する。 ・アウトリーチが必要な場合、どのような手段や工夫ができるか意見交換を継続する。 ・包括的相談支援体制構築に向け共通する取り組みは一体的に行う。 ・相談支援事業所の研修会等において「にも包括」を周知する機会について調整する。
(2)「にも包括」のキャッチコピーの制作	「にも包括」の理念がメンタルヘルスの取り組みであると伝わるようにするためにも、わかりやすいキャッチコピーを作成する。
その他：包括的な相談支援体制の構築推進	
(1)精神保健福祉に関する相談窓口の案内チラシの作成・配布	・「にも包括」担当部署である保健所保健予防課の相談体制や事業内容を広く知ってもらい、関係機関とより効果的に連携するためのツールとして、案内チラシを作成。 ・医療機関や関係機関、関係団体、相談者、出前講座等様々な機会を捉えて周知する。

### 3 令和8年度「にも包括」に関する取り組み

令和8年度の目標：富山市の好事例を集めよう・「にも包括」の理念を知っている人を増やそうに向けて	
(1)講演会	・市民や関係者に「にも包括」の理念を啓発するための講演会を実施。
(2)研修会	・医療機関や相談支援事業所等の関係者を対象に、アンケート調査のフィードバックや個別支援から「にも包括」の理念を振り返るといった内容の研修会を実施。
(3)実務者会議	・「にも包括」構築推進に資する好事例を集め、展開する方法について検討。 ＜実務者会議のメンバー案＞ 精神科病院所属精神保健福祉士、相談支援ワーキング、地域包括支援センター連絡協議会、社会福祉協議会、保健福祉センター、福祉政策課、障害福祉課
(4)「にも包括」協議の場	・「にも包括」構築推進に係る、令和8年度及び令和9年度の取り組みについて協議。 特に包括的な相談支援体制及び当事者協働による啓発活動の推進について検討。

# 1 富山市「にも包括」フロー図

## 富山市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下「にも包括」と表記)構築推進事業

### 1 目的

- ①精神障害の方やメンタルヘルス上に課題を抱えた方等が、ご本人の生活上の課題についてどのような窓口や機関に相談したとしても、その課題について共に考え解決に向けての支援が途切れることなく提供される地域づくり
  - ②市民一人一人のメンタルヘルスリテラシー(メンタルヘルスに関する知識や生活スキル、心構え等)が育まれる地域づくり
- ①、②を推進することで、精神障害の有無や程度に関わらず、ご本人がその人らしく地域で安心して生活できる富山市を目指す。

## 2 「にも包括」について

### ○にも包括とは

精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上に課題を抱えた者等が、精神障害の有無や程度に関わらず地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたケアシステム。  
精神保健福祉行政の『入院医療中心から地域生活中心へ』の政策理念に基づいた取り組みをさらに強気に推進するために平成29年の厚生労働省の検討会報告書で明記された。  
精神障害者の地域移行、地域定着にとどまらず、「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」の一つとして考えられている。

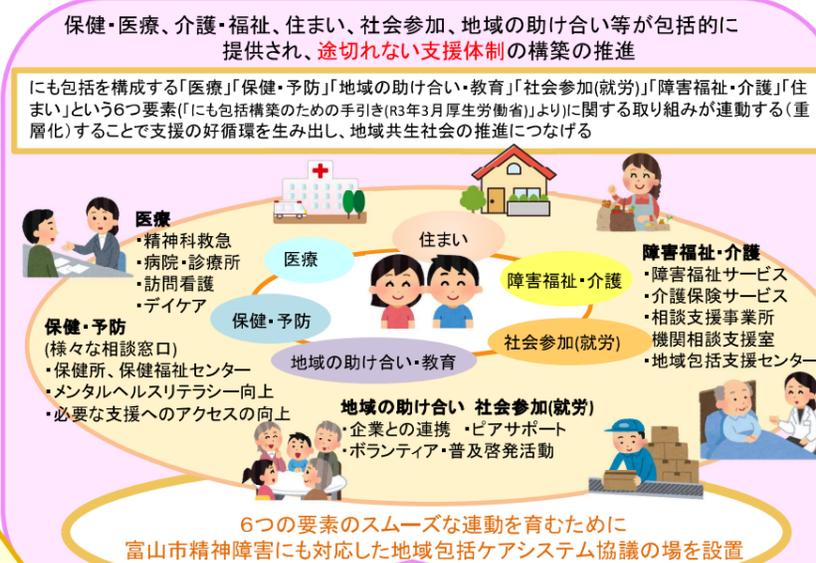
### ○実施主体

厚生労働省の検討会において市町村で実施することが望ましいと明記。法令根拠としては精神保健福祉法第46条(R6年4月施行)

### ○対象

精神科病院に長期入院している精神障害者、地域生活を営む精神障害者、精神保健(メンタルヘルス)上に課題等を抱える住民

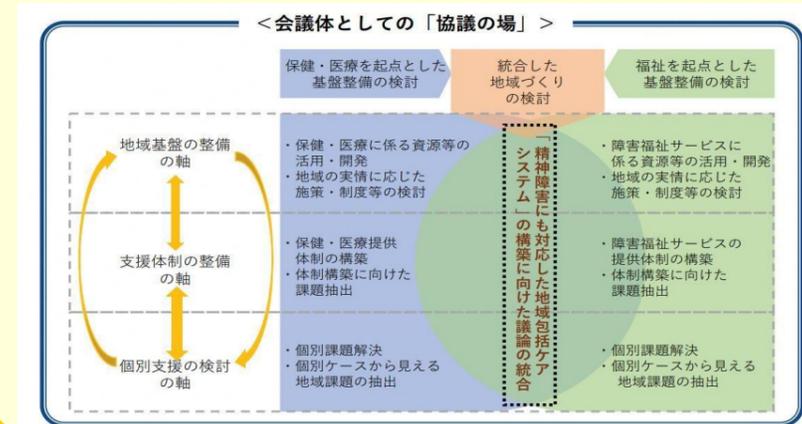
## 4 富山市「にも包括」イメージ図



## 5 富山市保健所における「にも包括」の重点的取り組み

### ○保健・医療を起点とした基盤整備に関することについて重点的に取り組む

- ①メンタルヘルスの課題や不調に対して早期に発見し対応する仕組みづくり。(様々な普及啓発活動、援助希求要請行動の啓発、医療機関へのアクセスの向上等)
- ②生活課題を抱えながらも相談機関につなげることができない方(医療中断者やひきこもり、セルフネグレクト等)へのアウトリーチ活動の充実。
- ③措置入院者を含む退院支援に関する取り組みの充実、医療機関と地域の社会資源(福祉・介護)の連携の強化。
- ④好事例(ケース支援、普及啓発活動、地域づくり等上手いといった取り組み)を積み重ね、研修会等で地域の支援機関や団体、市民等へ浸透させ個を支える地域を育む。
- ⑤当事者視点の活用(ピアサポーターとの連携)や家族支援の充実



## 3 「にも包括」構築推進に関する富山市の取り組み

- ・第6期富山市障害福祉計画にて「にも包括」協議の場を設けると明記。
- ・令和5年度に第一回目の協議の場を実施。関係機関と「にも包括」の理念及び関係機関における課題を共有。
- ・「にも包括」の協議の場以外にも、複数の関係部署において「にも包括」構築に関連する事業の展開や協議体の設置がなされている。重層的な支援体制の構築、普及啓発活動、本人の状況に応じた社会参加の推進等に取り組んでいる。

## 6 富山市「にも包括」ロードマップ



- ・富山市の実情を知ろう
- ・富山市の実情をもっと知ろう
- ・富山市の好事例を集めよう (※好事例: ケース支援、普及啓発活動、地域づくり等上手いといった取り組み)
- ・富山市の好事例を集めよう
- ・富山市の好事例を広めよう
- ・富山市の好事例を広めよう
- ・スタート時点と比べて深化したところを集めて形にしよう

